

【重要】

こども性暴力防止法の施行に伴う学校等における実習及び児童等と接する諸活動について

令和8年12月25日から新しい制度が始まります。

① 学校等における実習及び児童等と接する諸活動前に「性犯罪前科の確認」が求められる可能性があります

令和8年12月25日以降、学校等における実習及び児童等（注1）と接する諸活動を行う前に、実習先から「犯罪事実確認（性犯罪前科の有無の確認）」を求められる可能性があります。

（注1）児童等とは：幼児、小学生、中学校、高校生等を指す。

② 性犯罪前科が確認された場合、実習はできません

特定性犯罪前科（注2）が確認された場合、児童等と接する学校等における実習及び児童等と接する諸活動を行うことができません。

（注2）不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ、痴漢、盗撮、未成年淫行等の性犯罪（成人に対する性犯罪を含む。）について、一定期間内（最長20年）の前科

③ 実習ができない場合、教員免許状は取得できません

学校等における実習及び児童等と接する諸活動を行うことができない場合、教員免許状を取得できない場合があります。

上記の内容をご理解いただき、入学手続き時に「同意書」「誓約書」の提出をお願いします。
また、学校等における実習及び児童等と接する諸活動に参加する前に特定性犯罪前科がない旨を誓約いただきますので、ご承知置きくださるようお願いします。

詳しくは

○こども家庭庁ウェブサイト

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

○お問い合わせ

入試に関すること

入試課 TEL：0940-35-1235

入学手続き以降の学習に関すること

教育支援課 TEL：0940-35-1248